

コンピューター断層撮影診断料の見直し

評価体系の見直し

CT撮影及びMRI撮影については、新たな医療機器の開発や撮影方法の登場などの技術の進歩が著しく、診断や治療の質の向上に資するイノベーションを適切に評価する観点から、画像診断撮影の評価体系を見直し、より質の高い診断治療の推進を図る。

コンピューター断層撮影装置 1 CT撮影	
イ 16列以上のマルチスライス型の機器による場合	900点
ロ 2列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合	820点
ハ イ、ロ以外の場合	600点

コンピューター断層撮影装置 1 CT撮影	
イ <u>64列以上のマルチスライス型の機器の場合</u>	<u>950点</u>
ロ 16列以上 <u>64列未満</u> のマルチスライス型の機器による場合	<u>900点</u>
ハ <u>4列</u> 以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合	<u>780点</u>
ニ イ、ロ、 <u>ハ</u> 以外の場合	<u>600点</u>

磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)	
1 1.5テスラ以上の機器による場合	1,330点
2 1以外の場合	1,000点

磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)	
1 <u>3テスラ以上の機器による場合</u>	<u>1,400点</u>
2 1.5テスラ以上 <u>3テスラ未満</u> の機器による場合	<u>1,330点</u>
3 1、2以外の場合	<u>950点</u>

[施設基準]CT撮影の64列以上の場合、MRI撮影の3テスラ以上の場合については、画像診断管理加算2(※)が算定できる施設に限る。専従の診療放射線技師が1名以上。

※放射線科を標榜している病院であることや画像診断を専ら担当する常勤の医師が1名以上配置されていることなど4項目が要件

医療機器の保守管理に関する評価

- 高い機能を有するCT撮影装置(4列以上のマルチスライス型の機器)及びMRI撮影装置(1.5テスラ以上の機器)の施設基準の届出にあたり、安全管理責任者の氏名や、CT撮影装置やMRI撮影装置、造影剤注入装置の保守管理計画をあわせて提出することとする。